

## 平生町高度無線環境整備推進事業仕様書

### 1. 事業名

平生町高度無線環境整備推進事業

### 2. 事業の目的

本事業は、総務省の高度無線環境整備推進事業を活用して光ファイバー等の伝送路設備を整備し、町内における超高速通信基盤の未整備地区の解消による情報格差の是正を図ることを目的とする。

### 3. 事業場所

事業実施（整備対象）地域は、佐合島を除く町内全域を対象とする。

### 4. 事業期間（予定）

高度無線環境整備推進事業の補助金交付決定日から令和4年3月31日までとする。

### 5. 事業内容

- (1) 光ファイバーによる伝送路設備等の整備及び光インターネットサービスの提供
- (2) (1)に必要な工事に附帯する設計業務及び監理業務、調査業務の他、必要な用地及び道路の整備に関する業務。
- (3) 高度無線環境整備推進事業の交付申請、業務完了報告及び補助金請求その他を行うために必要な業務。
- (4) 事業の計画、設計・施工及び成果に係る実績報告書の作成。
- (5) 上記のほか、事業全体の目的を達成するために必要な業務。

### 6. 負担金

- (1) 平生町からの負担金額は、85,745千円を上限とし、高度無線環境整備推進事業の補助対象経費の3分の1の金額と比較して少ない方の額とする。（千円未満の端数切り捨て）
- (2) 負担金の支払いは、事業完了の報告に基づいて支払うものとする。事業者は事業の完了報告に必要となる資料を提出すること。
- (3) 今回整備する設備の維持管理費及び機器更新、増設、災害復旧等の費用について、本町は負担しない。

### 7. 事業の要件

#### (1) 提供サービス

本事業において整備する光ファイバー及びその他の設備等を利用し、インターネット通信サービスを提供すること。

(2) インターネット通信サービス速度

理論値で1 Gbps以上のサービスが提供可能なこと。

(3) 障害復旧

サービス停止などの障害に対する障害復旧体制が整っていること。

(4) 加入者へのサポート

故障その他、利用者へのサポート体制が整っていること。

(5) 機器の増設

本事業で整備した装置の収容数を超える利用が生じた場合、装置等の増設は事業者で実施すること。

(6) 整備後の利用促進等

事業者は、整備後の利用拡大を図るために必要な取組を行うこと。

(7) 関係法令等の適用、遵守

本事業は、電気通信事業法その他関係法令の適用を受けるとともに、これを遵守すること。

(8) その他

平生町所有の伝送路設備を利用している事業者は、町から設備の譲渡を受けられること。なお、譲渡に関する諸条件は別途協議を行うこと。

本仕様書で定められていない内容で、事業を実施する上で必要な事項は平生町と協議を行うこと。

8. 協議・打合せ

事業を適正かつ円滑に実施するため、事業者は平生町と必要に応じて協議・打合せを行うこと。協議事項については、その内容を記録し、平生町に提出すること。

9. 疑義

本仕様書の記載事項及び事業遂行上の疑義が生じた場合は、平生町と協議し必要事項を定めるものとします。

10. 本事業に関する窓口

平生町地域振興課情報管理班 担当：山本

電話：0820-56-7120 FAX：0820-56-7121

E-mail joho@town.hirao.lg.jp